

○山口県警察音楽隊に関する訓令

平成28年3月28日
本部訓令第21号

(設置)

第1条 警務部総務課に、山口県警察音楽隊(以下「音楽隊」という。)を置く。

(任務)

第2条 音楽隊は、演奏活動を通じて警察職員の士気の高揚に努めるとともに、警察活動についての広報の効果を高めることにより、県民と警察の融和を図ることを任務とする。

(体制の整備)

第3条 警務部総務課長(以下「総務課長」という。)は、音楽隊の円滑な運営に資する体制の整備を図るものとする。

(構成)

第4条 音楽隊は、隊長、楽長、副楽長その他の隊員をもって構成する。

(隊長)

第5条 音楽隊に、隊長を置き、警務部総務課広報官をもって充てる。

2 隊長は、隊務を掌理する。

(楽長)

第6条 音楽隊に、楽長を置き、警務部総務課に勤務する職員の中から総務課長が指名する者をもって充てる。

2 楽長は、次に掲げる事務を掌理する。

- (1) 隊員の指導監督に関すること。
- (2) 音楽に関する専門的かつ技術的な指導を行うこと。
- (3) 広報活動、演奏活動及び訓練に係る実施計画を策定すること。
- (4) 楽器その他の備品を管理すること。

3 楽長の任期は、原則として最長3年とする。

(副楽長)

第7条 音楽隊に、副楽長を置き、警務部総務課に勤務する職員の中から総務課長が指名する者をもって充てる。

2 副楽長は、楽長を補佐する。

(任用)

第8条 隊員は、選考により音楽隊員に採用された者(以下「選考採用職員」という。)のほか、警察官及び警察官以外の職員から任用する者並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「カラーガード員」という。)とする。

2 隊員(選考採用職員及びカラーガード員を除く。以下この条において同じ。)の任用は、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 警察官から任用する際は、次の基準を満たす者であること。

イ 原則として、採用時教養の教養期間を終了した日から起算して1年を経過していること。

ロ 音楽的素養又は演奏経験を有すること。

(2) 警察官以外の職員から任用する際は、次の基準を満たす者であること。

イ 一般職員初任科の課程を修了していること。

ロ 音楽的素養又は演奏経験を有すること。

3 総務課長は、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）と協議した上で、警察本部長（以下「本部長」という。）に隊員の任用を上申するものとする。

（任期）

第9条 隊員（カラーガード員を除く。）の任期は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 選考採用職員 職員としての身分を保有する期間

(2) 警察官及び警察官以外の職員から任用する者 最長5年

2 総務課長は、必要と認めるときは、前項第2号に掲げる者の任期を延長することができる。この場合において、総務課長は、警務課長と協議した上で、本部長に任期の延長を上申するものとする。

（選考採用職員の除隊）

第10条 選考採用職員は、隊員としての活動を続けることができない事由があるときは、総務課長に報告するものとする。

2 総務課長は、前項の規定による報告を受けたときその他選考採用職員が隊員としての活動を続けることが適当でないと認められる事由があるときは、警務課長と協議した上で、本部長に除隊を上申するものとする。

（選考採用職員の再任用）

第11条 総務課長は、隊員として任用されていない選考採用職員について、隊員として活動することが適当でないと認められる事由が消滅したときは、警務課長と協議した上で、本部長に再任用を上申するものとする。

（選考採用職員の優先）

第12条 音楽隊の体制の整備に当たっては、隊員として任用されていない選考採用職員の再任用が、警察官及び警察官以外の職員からの任用に優先する。

（訓練時間の指定）

第13条 本部長は、月曜日から金曜日までの5日間において、12時間を超えない範囲内で訓練時間を指定するものとする。ただし、状況に応じて訓練時間を延長し、又は短縮することができる。

（音楽隊の派遣）

第14条 音楽隊の派遣は、次に掲げる場合に本部長が命じて行うものとする。

(1) 山口県警察が儀式を主催する場合

(2) 警察職員の士気の高揚につながる行事を行う場合

(3) 警察活動についての広報を目的とする行事を行う場合

(4) その他本部長が必要と認める場合

2 本部長は、前項各号に掲げる場合のほか、営利を目的としない各種の行事等

に音楽隊を派遣することができる。

- 3 所属長は、音楽隊の派遣を希望するとき又は音楽隊の派遣を希望する者からの申請を受理したときは、派遣を希望する日又は期間の初日の属する月の前々月までに、総務課長を経由して本部長に音楽隊の派遣を申請するものとする。
- 4 前項の規定による音楽隊の派遣を希望するときの申請又は音楽隊の派遣を希望する者からの申請は、警察音楽隊派遣申請書（別記第1号様式）によるものとする。
- 5 前項に規定する警察音楽隊派遣申請書は、暦年により1年間保存するものとする。

（被服）

第15条 音楽隊が公開演奏を行うときは、別に定める被服を着用するものとする。

（服務）

第16条 隊員は、常に音楽の研さんに努めなければならない。

- 2 隊員は、常に楽器、貸与品等の管理及び整備に留意し、音楽隊の活動に支障を来さないようにしなければならない。

（簿冊の備付け）

第17条 音楽隊に、次に掲げる簿冊を備え付けるものとする。

- （1）警察音楽隊派遣申請書
- （2）警察音楽隊活動日誌（別記第2号様式）
- （3）隊員記録簿（別記第3号様式）
- （4）楽器（備品）管理カード（別記第4号様式）
- （5）楽譜管理カード（別記第5号様式）